

令和2年度第1回岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会議事録

1 日時

令和2年6月9日（火） 13:30～15:00

2 場所

エスポワールいわて イベントホール

3 出席委員（敬称略）

委員 大平 恭子
委員 工藤 昌代
委員 郷右近 勤
委員 佐藤 愛理
委員 高野 寛子
委員 中村 康利
委員長 吉野 英岐
委員 若菜 千穂

4 議事

【1 開会】

- ・事務局が開会を宣言。

【2 挨拶】

〔岩手県農林水産部技監〕本日は、ご多用のところ、本委員会に御出席いただき、ありがとうございます。また、皆様には、本委員会をはじめ、日頃から、本県農業・農村の振興に格段の御支援を賜り、感謝申し上げます。

皆さま既に御承知のことではありますが、先般、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が全都道府県で解除となったことを踏まえ、県では、感染防止と社会活動の維持の両立に取り組んでいるところです。

一方、これまでの新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本県農業にも様々な影響が出ており、県としても、新規施策として、牛肉等の消費拡大キャンペーンや農山漁村体験の受入体制強化緊急対策など必要な事業の補正予算を確保しました。

さて、本日開催いたします「岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会」は、中山間地域等直接支払制度の取組推進や評価などを行うため、県が設置している第3者委員会です。

農業生産条件の不利な中山間地域等の農地の維持・管理等を目的とした中山間地域等直接支払制度は、平成12年に創設されましたが、以降、5年を単位とした対策期ごとに見直しが行われ、今年度は第5期対策の初年度となっています。

御案内しております委員のうち、4名の方々は第4期対策からの継続となりますが、本日欠席されている岩手大学の三宅准教授を含む5名の方々は、新任の委員として第5期対策より参加頂くこととなります。

委員の皆様には、快く委員をお引き受け頂きましたことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日の委員会においては、令和元年度の実施状況（案）について、御審議いただくとともに、知事が定める特認基準（案）について、併せてご審議いただくこととしています。

なお、特認基準につきましては、いただいた意見を踏まえ、県として基準（案）を定めたいと、国に対して協議することとなっております。

限られた時間ではありますが、委員の皆様のご忌憚ない御意見・御助言をお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

- ・ 事務局が、委員9名のうち、過半数を超える8名の出席があることから、委員会が成立することを報告。
- ・ 以降、吉野委員が委員長・議長となり進行。

【3 協議】

(1) 令和元年度における中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）について

- ・ 事務局が、資料No. 1に基づき、令和元年度における交付金の実施状況を説明。

《質疑等の内容》

[若菜委員] A要件・B要件・C要件は重要だと思うが、9ページで表13が分かりやすく、A要件・B要件こういうことか、と分かるが、C要件の具体的な内容、実態は想像できるが、C要件では、例えばどういう作業があるのか。

[事務局] C要件は、耕作放棄地になりそうなところを他の担い手が引き受けることができるような体制を組むことが要件になっている。

[若菜委員] 体制を組んでいることで、C要件を満たすということか。

[事務局] 耕作放棄地を出さないような体制をつくり、実際に活動している。

〔若菜委員〕 実際に耕作放棄地がないという確認はされるのか。

〔事務局〕 している。

〔若菜委員〕 作付けしなくても、草刈りをしていればいいか。作付けしなければなら
ないだと、随分ハードルが上がると思うが。

〔事務局〕 新たに耕作放棄地が発生する場合については、C要件を選択していれば耕作
放棄地を発生させないということになる。現に耕作放棄地が集落協定の対象農用地に
含まれている場合は、そこは適切に管理していくということになる。新たに発生させ
ない、というのがC要件になる。

〔若菜委員〕 耕作放棄地が増えていない、というところが81%あるのか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔中村委員〕 資料 No. 1 の 4 ページ、交付の対象の面積と内訳がある。岩手県全体で、
交付金の対象になり得る集落数あるいは面積に対して、この交付金が実際に交付され
ている集落あるいは面積の割合は、何か別にあるのか。100%が前提という訳ではな
いのか。

〔事務局〕 面積は 27,000ha が制度の実施が可能な面積になっている。そのうち、
24,000ha が実施しているという状況になっている。

〔委員長〕 集落数というのはなかなか概念が難しく、いわゆる普通の、一般用語で言
う集落とは別の規定。一般用語で言うと、大体 50 世帯ぐらいで家が近接していて、
一つのまとまりがあるコミュニティのようなイメージ。この制度での集落というのは、
もっと大きくても一つと答えることもできるし、もちろんもっと小さくてもできる。
あるいは、A 集落と B 集落が合併して一つの組織としてやった時は一つと数えるとか、
いわゆる、世の中で言われている集落と異なるため、カバー率は出しにくい、表を
見ると、大体 1,000 ちょっと、協定数だと 1,100 ちょっとの実行単位があると思った
ほうがいいのかも。すごく広いところは何百 ha をカバーする集落もある、小さいとこ
ろは数十 ha となる。

〔岩手県農林水産部技監〕 岩手県の農地面積が大体 150,000ha、そのうちの中山間直接

支払制度の対象となる面積というのが 150,000ha のうち 27,000ha。その中の、24,000ha で実際に交付金が支払われ、活動が行われている。

[中村委員] 27,000 分の 24,000 という説明だが、今回、第 5 期で、長いタームで見た場合、その割合というのは高くなっているのか。

[事務局] 参考資料の 3、第 1 期から岩手県では、面積、交付額については微増というような形になっている。参加者数、協定数については合併があって上がり下がりはあるが、面積、交付額については微増のような形。

[委員長] 一種の事業報告、毎年国に提出する。6 月中に委員会を開いて昨年度の事業報告は承認したということにして、次の今年度の新しい事業計画をもう作ってあるので承認していただいて。チェック機能というか、県・市町村で進めている事業に関して委員会が中を見て、ちゃんと進めているようだと承認していく場になっている。例年、30 数億、全体のお金を使って、かなり大掛かりな事業を組んでいるため、数字がたくさん出てきてしまうが、例えば、協定数が大幅に減っていたとか、面積がカクンと一年前より落ち込んでいたとか、特異な動きがあると、何かあったのか、ということになるが、平成 30 年と令和元年を主に見比べたところ、それほど、特殊な動きがあるわけではないのと、基本的には各農家さんたちが実行してくれないと動かないのだが、今お話したとおり、草刈りをやったり法面をきちんと管理したりしているから、ちゃんとお金が支払われているということが書かれている。最後に、ちゃんとやらないと返還していただきますよ、という恐ろしい規定もあるが、返還にならないように、昨年度が 4 期対策の最終年だったので、そこでちゃんとけじめをつけておけば、返還しないでちゃんと受け取れますよということにもつながっているのではないかと考えて聞いていた。全体的に大きな問題点が感じられなければ、こういった状況であったということを確認したいが、よろしいか。

・ 令和元年度における中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）について、了承された。

(2) 令和 2 年度における中山間地域等直接支払交付金の実施計画（案）について

・ 事務局が、資料 No. 2 に基づき、令和 2 年度における交付金の実施計画を説明。

《質疑等の内容》

[郷右近委員] 集落戦略ということだが、これまで色々な集落を見て、事務作業、役場の OB や現役の職員の方がやっているというのが結構あって、複雑な制度をきちんと

理解して進めていく、行政に携わる人がいるというのは強いと思うが、そういう人がいない集落もある。今回、集落戦略の作成が10割単価の必須要件となる。事務作業をやる人の負担が増すのではないかと思うが、制度の留意点で、事務負担軽減があって、事務作業を担う人の報酬は適正な水準なのか、各集落で違うとは思いますが、事務作業を担う人の報酬はどうなっているのか。

[事務局] 事務を担う人の単価がどうなっているかは把握していない。ただ、集落戦略自体は、人農地プランと一部内容が同じ、実際の話合いについては、みなさんに何回か集まってもらう必要があるが、パンフレットの6・7ページを見れば分かるが、集落戦略自体は、丸を付ける、という事務になっている。話合いの回数は必要だが、集落戦略の作成自体は負担にならないと考えている。また、最近の動きとしては、広域化により、事務を担う人の新たな確保という意味での広域化に取組もうという相談がある。また、交付金を活用して外部に事務を委任することも可能。外部の人材を活用し、そこで交付金を活用しながら、負担となる事務は外にも委任していこうという動き。

[郷右近委員] 外部とは因みに何か。

[事務局] 国の運用通知によると、行政書士等。例えば、相談を受けているところだと地域のNPO法人に委託をしようと考えている例もある。

[委員長] 集落戦略については、今の6ページに書かれているが、地番とか地目とか面積とか、いまは二つしか出ていないが、二つどころではない。30、50、場合によっては100くらい、地番、地目があって、地番が分かっている。この交付金は農地にかかっているので、農地の単位ごとに、面積を出して、管理者を出して、面積あたりでいくらぶんそこに落とせるか決まる。合計すると35億くらいになる。一個一個見ていくと、すごく細かい作業を現地の方がしているという印象。台帳をみるとすごく細かい。必ず面積、地目、管理者が一つ一つについて確定して、それにお金がついてくる。細かい作業や戦略を作るとか、いわゆる会計事務については外部委託について国も認めている。事例で、一般社団法人が、複数の協定を請負ってやっている。全部農家でやるのはしんどい。

[若菜委員] 集落戦略作成のサポートを地域支援チームがやるということだが、人・農地プランとかの連携となると、市町村もかなり動くことになる。市町村と県の支援チームの役割分担はどうか。

〔事務局〕市町村は広く現場に入る。県はモデル的なところには行って支援していく。市町村と、一緒に活動している。

〔事務局〕全部に県が入るわけではないが、モデル的な地区に入り込みながら、中山間だけでなく人・農地プランの話も含めて、参加するようになっている。

〔若菜委員〕集落営農を辞めたいとか、耕作放棄地を自分たちだけではやりきれない集落がこれからものすごく増えていくだろうし、悩みを抱えているが、相談する先がない。地域支援チームが入ればありがたい。どのくらい地域支援チームが入っているのか知っていききたい。

〔事務局〕人・農地プランの実質化で、将来どうするのか、リンクしながら話し合いを進めて、今年度内に実質化しようとしている。耕作放棄地を出さないような、地域で将来を考えていくような動きに今年度なっているし、そういう地域に対しては県も積極的に普及センターなどを通じて支援していきたい。

〔工藤委員〕交付に関して、申請には期日はあるのか。

〔事務局〕パンフレットの16ページ。協定の作成は、新型コロナウイルスの影響を受けて遅れているところもあるが、今集落での話し合いが始まりつつある。協定の提出は、通常6月末のところ、令和2年度は8月31日まで、その認定を市町村が9月30日までに行う。実施状況の確認は、市町村が10月31日までに、きちんと農業生産活動が行われているか、あるいは、その管理が適切にされているか、現地の確認も含めて行い、その後、交付金の支払いが行われる。国の運用通知では、市町村が特に認める場合では、8月31日より遅くすることができる。例えば、新型コロナウイルス対策で話し合いが進まない場合は、8月31日より、もう少し延ばすことができる、という運用になっている。

〔工藤委員〕後ろに延びると農家が大変なのではないか。決まってから1ヵ月で結果を見せなくてはいけないということか。

〔事務局〕実施状況の確認で想定しているものは、稲刈りが終わるまでに、稲が作付けされていることなど。後ろに延ばしたとしても事前確認しようということで対応を考えている。実際、各市町村に聞いたところでは、後ろ倒しにしようとしているところは今のところないようである。

[工藤委員] 実施計画3、4月1日時点での要望見込み額となっているが、もっと増えるか。

[事務局] 4月1日時点での要望額であり、協定の締結をもって交付額が確定するため、現時点では見通せない。なお、既に共同取組活動として草刈り等も行われている。また、協定の提出期限は8月31日であるが、田植え後に話し合いも行われており、期日的にそんなに大変ではないとみている。

[委員長] 増える予測で計画を立てている。ぜひ、たくさん手を挙げてほしい。これから認定の作業がでてくるが、昨年度より増しで交付見込みを立てている。全体的にはこういった形で進めたいとこのこと。よろしいか。

・令和2年度における中山間地域等直接支払交付金の実施計画（案）について、了承された。

(3) 知事が定める特認基準（案）について

[委員長] 中山間直払は土地に傾斜がないとダメ。人間に払うというより土地に対して計算式を立てて払う。例えば、山の中でも土地が真っ平だと、土地に傾斜がついていないから、平地ではないかという解釈ができないわけでもない。実際計測したら、10m行って1m上がらないとか。そういうときは、実際耕作するのは大変だが、杓子定規でやると入らない地域がある。そういう地域を特認として定めて、国に協議するという手続きがこの制度にはある。

・事務局が、資料No. 3に基づき説明。

《質疑等の内容》

[委員長] 人口が減ってない、過疎になっていないのか。

[事務局] 一部に人口密集地域ができてしまっているが、それ以外の地域に人口動態の変化はない。そこには支援の必要がある。

[委員長] 人口要件について新しい基準をつくって、外れないようにする狙いだと思う。第4期の対象を維持する感じか。

[委員長] 地図の青いところについて、第4期と同様に対象地としたいということ。

青い岩手県の地図を初めて御覧になった方もいると思うが、昔々の村、役場もあって、議会もあって、村長がいたという、220 いくつあると思うが、昭和 25 年当時の岩手県の自治体がこんなにあったということ。例えば、不動、煙山、今は矢巾になっているが、一個一個別の自治体だったのが、昭和で合併して減って、平成でまた合併して、今 33 ぐらいに減っている。220 いくつあったのが 190 くらい減った。特に北上川沿いに小さい自治体がたくさんあった。小さいから人口いないというわけではなく、人口が多いから小さくなってしまったと思う。実は全然変わっていないところがないわけではなく、普代、田野畑、野田は 70 年前からほぼ変わらず、今でも、野田村、普代村、田野畑村で維持している。秋田県沿いに、沢内、湯田というのがあったが今は合併して西和賀町になった。対策の基準の区域は、昭和 25 年の区域でもって見ている、というのがスタートにあるがために、この地図が出てこないと一体どこの話をしているのか分からなくなる。こういう地図を使って制度が設計されている。旧市町村の区域で見ると、一関だけでも 20 個くらい自治体が入っている。岩手県はほとんどが三法指定地域となっており、条件の厳しいところで農業をしている人がたくさんいる。平地が広がっているところは比較的条件が良い。それ以外のところは中山間地域が多いのが特徴で、こういったところに制度をいれて少しでも継続してやっていただけるような支援を、国、県、市町村で一緒になってやっている制度。全国的にいうと、交付は北海道がダントツで多いが、北海道の次に岩手県が 2 位。北海道を除くと岩手県が 1 番手。岩手の次は新潟、広島、比較的県も大きくて、中山間地の多いところは 30 億とか。岩手県は一番お金貰っているというか出しているというか。国から半額出してもらっているが、残りの 4 分の 1、4 分の 1 を、当該県、農地がある自治体の予算から出しているということ。かなり、予算をかけて運用している。なんとか岩手の農業を残していく、継続してもらいたい。具体的な支援策になっている。制度から外れそうなどころがある場合は、特認地域を入れて、国と協議した上で制度に乗せられるようなこと。

・知事が定める特認基準（案）について了承された。

[若菜委員] 資料 2 で聞いたかったこと。2 ページ目の (1)、第 5 期対策からの集落機能強化加算を積極的に進めてほしい。(1) を見ると、研修会を開催すると書いてあるが、③ではスマート農業と広域化加算しか触れられていない。できれば、集落機能強化加算、集落を維持する取組を増やしていくという文章を加えていただきたい。東北の中でも、岩手県は、地域営農組織はまさにこの単位でやっていて、岩手県も今年度から恐らく力を入れると思うので、県の地域振興課も積極的に進める。でも、お金がない。そこでこの加算はちょうどいいので、庁内での連携をとっていただいた上で、積極的に工夫していくと追加してほしい。

〔事務局〕 公表するものに追加したい。

【4 その他】

- ・ 事務局から今後の委員会の開催予定について情報提供。

【5 閉会】

- ・ 事務局が閉会を宣言。